\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc		\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc
地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成十九年法律第九十四号)(抄)(附則第十四条関係)	市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十九号)(抄)(附則第十三条関係)	地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)(抄)(附則第十二条関係) ————————————————————————————————————	(附則第十一条関係) ————————————————————————————————————	入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成十四年法律第百一号)(抄)	行政手続法(平成五年法律第八十八号)(抄)(附則第十条関係) ————————————————————————————————————	国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律(平成二十八年法律第七十三号)(抄)(附則第九条関係)	オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成二十年法律第八十号)(抄)(附則第九条関係)36	犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和五十五年法律第三十六号)(抄)(附則第九条関係)	地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)(抄)(附則第八条関係) ————————————————————————————————————	地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)(抄)(附則第七条関係) ————————————————————————————————————	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(抄) ———————————————————————————————————

改正案	現 行
地方自治法目次	地方自治法目次
第一編(略)	第一編(略)
第二編 普通地方公共団体	第二編 普通地方公共団体
第一章~第十章 (略)	第一章~第十章 (略)
第十一章 情報システム	
第十二章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互	第十一章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互
間の関係	間の関係
第一節~第五節 (略)	第一節~第五節 (略)
第十三章 大都市等に関する特例	第十二章 大都市等に関する特例
第一節・第二節(略)	第一節・第二節 (略)
第十四章 国民の安全に重大な影響を及ぼす事態における国と普通地	
方公共団体との関係等の特例	
第十五章 外部監査契約に基づく監査	第十三章 外部監査契約に基づく監査
第一節~第四節 (略)	第一節~第四節 (略)
第十六章 補則	第十四章 補則
第三編・第四編(略)	第三編・第四編 (略)
附則	附則

第二 編 普通地方公共団体

第九章 財務

収入

(指定納付受託者等からの歳入等の徴収等)

第二百三十一条の四 する日までに納付しない場合における当該特定歳入等の徴収については 担金等であるものに限る。 り納付すべき第二百四十三条の二の七第二項に規定する特定歳入等 の七第四項において準用する同法第七百四十七条の十第一 又は第二百四十三条の二の七第四項において準用する地方税法第七百四 条第一項の指定する日までに納付しない場合における当該歳入等の徴収 歳入等(分担金等であるものに限る。以下この項において同じ。)を同 は当該特定歳入等に係る徴収金の先取特権の順位は、 十七条の八第 同法第十三条の四の規定を準用する。この場合における当該歳入等又 を同条第四項において準用する同法第七百四十七条の十第一 一項に規定する機構指定納付受託者が第二百四十三条の二 指定納付受託者が第二百三十一条の二の五第 以下この項において「特定歳入等」という。 国税及び地方税に 項の規定によ 項の指定 一項の **(**分

> 第 二編 普通地方公共団体

第九章 財務

第三節 収入

指定納付受託者からの歳入等の徴収等)

第二百三十一条の四 ものとする。 る当該歳入等に係る徴収金の先取特権の順位は、 については、 条第一項の指定する日までに納付しない場合における当該歳入等の 歳入等(分担金等であるものに限る。以下この項において同じ。 地方税法第十三条の四の規定を準用する。 指定納付受託者が第二百三十一条の二の五第一項 国税及び地方税に次ぐ この場合におけ を同 徴収

2 9 略

2 9

略

次ぐものとする。

第十節 住民による監査請求及び訴訟

(住民訴訟)

第二百四十二条の二(略)

(住民訴訟)

第十節

住民による監査請求及び訴訟

第一項の請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもつて次にる請求をした場合において、同条第五項の規定による普通地方公共団体の結果若しくは勧告若しくは同条第九項の規定による普通地方公共団体の監査委員が同条第五項の規定による監査者しくは勧告を同条第六項の期監査委員が同条第五項の規定による監査を員の監査の期でに行わないとき、若しくは議会、長その他の執行機関若しくは職員が同条第九項の規定による監査委員の監査のが同条第九項の規定による措置を講じないときは、裁判所に対し、同条第二百四十二条の二 普通地方公共団体の住民は、前条第一項の規定によ

一~三 (略)

掲げる請求をすることができる。

兀

(略)

四 当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又の 当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方が第二百四十三条の二の八第三項の規定による賠償の命令の対象となる者である場合には、当該職員又は当該行為若しく は怠る事実に係る相手方が 第二百四十三条の二の八第三項の規定による賠償の命令の対象となる者である場合には、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又

2 12 (略)

第十一節 雑叫

第十一節 雑則

2 \ 12

略

ことを求める請求

る賠償の命令の対象となる者である場合には、

当該賠償の命令をする

は怠る事実に係る相手方が第二百四十三

二条の一

一の九第三

一項の規定によ

又は職員に対して求める請求。ただし、当該職員又は当該行為若しく

は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関

当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又

(私人の公金取扱いの制限)

第二百四十三条 任し、又は私人をして行わせてはならない。 は第二百四十三条の二の七第二項の規定により地方税共同機構に行わせ 特別の定めがある場合又は次条第一項の規定により委託する場合若しく る場合を除くほか、 普通地方公共団体は、法律若しくはこれに基づく政令に 公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委

(私人の公金取扱いの制限)

第二百四十三条 特別の定めがある場合又は次条第一項の規定により委託する場合を除く 人をして行わせてはならない。 ほ か、 公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、 普通地方公共団体は、法律若しくはこれに基づく政令に 又は私

(特定歳入等の収納)

第二百四十三条の二の七 除く。 算金、 務に関する業務を行う。 び納入義務者の利便の向上に寄与するため、 項第十四号に規定する督促手数料、 という。)は、 次項及び第六項において同じ。) 重加算金及び滞納処分費を含む。 歳入等 (地方税 地方税共同機構 (当該地方税に係る地方税法第一条第 延滞金、 の収納に関する事務の合理化及)その他の政令で定めるものを (以下この条において 次項に規定する特定収納事 過少申告加算金、 不申告加 「機構」

(新設)

2 ŋ いて ものとして当該普通地方公共団体の長が定めるもの める方法により納付するものであつて、 て「特定歳入等」という。)の収納に関する事務 普通地方公共団体の長は、 機構に行わせるものとする。 「特定収納事務」という。 歳入等のうち、 については 次の各号のいずれにも該当する 納入義務者が総務省令で定 政令で定めるところによ (次項及び第四項にお (以下この条におい

に寄与すると認められるもの

機構が収納することにより、

その収入の確保及び住民の便益の増進

いものとして総務省令で定めるもの以外のもの その性質上その収納に関する事務を機構に行わせることが適当でな

3

普通地方公共団体の長は、

前項の規定により機構に特定収納事務を行

わせるときは

4 るのは るのは 納付し、 七百四十七条の十第 は 法第七百四十七条の八第一項中「特定徴収金の納付又は納入」とあるの 項に規定する特定収納事務 務を行わせる場合について準用する。この場合において、 める事項を告示しなければならない。 なければ」と あるのは いて「特定歳入等」という。)」と、 第二百四十三条の二の七第二項に規定する特定歳入等 十七条の六第三項中 百四十七条の十二までの規定は、 地方税法第七百四十七条の六第三項及び第七百四十七条の七から第七 (以下この章において「特定徴収金」という。)の収納の事務」とあ 「特定歳入等の納付」) | | | | 同法第七百四十七条の七中 「地方自治法第二百四十三条の二の七第二項の規定により行う同 「納付しよう」と、 又は納入しなければ」とあるのは 「特定歳入等を納付しよう」と、 「特定徴収金の収納の事務」とあるのは 当該特定収納事務に係る特定歳入等その他総務省令で定 同条第二項中 第 項中 と 一項の規定により行う前項に規定する特定徴収 (以下この項において「特定収納事務」とい 「特定徴収金を納付し、 「納付又は納入」とあるのは 同項並びに同法第七百四十七条の九及び第 「特定徴収金を納付し、 「特定徴収金」とあるのは 第二項の規定により機構に特定収納事 「納付し、又は納入しよう」とあ 同項中 「特定歳入等を機構に納付し 「特定徴収金を機構に 又は納入しよう」と 又は納入しよう」 (以下この章にお 「特定収納事務」 「納付」と、 同法第七百四 「地方自治法 同

のは 税務事務」とあるのは は 機構処理税務情報等」 等の漏えい」と、 方自治法第二百四十三条の二の七第二項に規定する特定収納事務におい 構処理税務情報」 機構処理税務事務等の」 特定収納事務 処理税務事務及び地方自治法第二百四十三条の二の七第二 税法第七百八十五条第一 を納付し、 百八十八条第二項及び第七百九十条の二において同じ。 治法第二百四十三条の二の七第四項において準用する場合を含む。 て取り扱う情報 という。)の」と、 とあるのは _ と、 「機構処理税務情報等の」 又は納入した」 第 同条第四項中 「機構処理税務情報等」と、 「納付」と読み替えるものとする。 同法第七百八十七条第二項中 項の規定により機構が同項に規定する業務を行う場合には 「機構処理税務情報の漏えい」とあるのは 又は納入すべき」とあるのは 「特定歳入等を納付しよう」と、 (以下この節及び第六節において 「特定徴収金」とあるのは (以下この節において「機構処理税務情報等」 とあるのは とあるのは 「その他の機構処理税務情報」とあるのは「その他の 同条第二項中 と と 項中 「機構処理税務事務等」と、 と 同条第二項中 同法第七百八十六条第 「機構処理税務事務の」とあるのは 「納付した」 「機構は、 同法第七百八十八条第 「の規定による」とあるのは 「機構処理税務事務の」とあるのは 「機構処理税務情報の」 機構処理税務情報及び機構が 「特定歳入等を納付すべ 「機構処理税務情報」 ٤ 「特定歳入等」 同条第三項中 「機構処理税務事務等」 「納付又は納入」 同条第一 一項中 「機構処理税務情報 項中 と、 一項に規定する の規定による 一項中 「機構は、 「特定徴収金 とあるのは とあるの という。 機構処理 (地方自 、き」と とある 「納付し 「機構 「機構 第七 地 地 方

5

のは り読み替えて適用する場合を含む。 適用する場合を含む。 務等」と、 法第七百九十八条中 この法律に」とあるのは 以下この条において同じ。)の」と、 九 若しくは特別徴収義務者又は納入義務者」と、 特定徴収金等」という。)」と、 四十三条の二の七第二項に規定する特定歳入等 務事務等」と、 九条及び第七百九十条中「機構処理税務事務」とあるのは 処理税務情報」とあるのは とあるのは 定徴収金等の」と、 条の二の七第四項において準用する場合を含む。 又は地方自治法第 とあるのは (地方自治法第二百四十三条の二の七第五項の規定により読み替えて (同法第二百四十三条の二の七第四項において準用する場合を含む。 項 「地方自治法若しくはこれらの法律に」と、 「及び特定徴収金」とあるのは Ł, とあるのは 同法第八百条及び第八百一条第一号中 「機構処理税務事務等」と、 「第七百四十七条の九の」とあるのは 同法第七百九十条の二中 (地方自治法第二百四十三条の二の七第五項の規定によ 一百四十三条の二の七第二項に規定する特定収納事務 同法第七百九十六条第一項中 「機構処理税務事務」とあるのは (第七百四十七条の八第 の規定」と、 「地方自治法若しくはこれらの法律に」 「機構処理税務情報等」と、 「又は特別徴収義務者」とあるのは 以下この号において同じ。 同条第二号中 「及び特定徴収金又は同法第二百 「特定徴収金の」とあるのは「特 同法第七百九十七条第一項中「 「の事務」とあるのは (以下この条において 以下この条において同 項 「の規定」とあるのは 「この法律に」 (第七百四十七条の 「機構処理税務事務」 「の規定による報告 「第七百四十七条の (同法第二百四十三 「機構処理税務事 同法第七百八十 「機構処理 とある の規定 と 「の事務 同 税

。──による報告」と、「同項」とあるのは「第七百九十六条第一項」とする

7 6 め ればならない。 後の納期限は、 指定して当該納期限を延長することができる。この場合において、 当該納付のうち、 いう。 にかかわらず、 に上ると認めるときは、 定歳入等の納付の全部又は一部を行うことができないと認める者が多数 子情報処理 十条の二の規定による報告があつた場合において、 総務大臣は 総務大臣は 当該指定に係る特定歳入等に係る法令を所管する大臣に協議しなけ 納期限までに歳入等の納付をすべき者であつて、 以下この項において同じ。 組織 当該理由がなくなつた日から六月を超えてはならない。 前項の規定による指定をしようとするときは、 対象となる特定歳入等の納付、 前項の規定により読み替えて適用する地方税法第七百九 (同条に規定する特定徴収金手続用電子情報処理組 特定徴収金手続用電子情報処理組織を使用して行う特 この法律又は他の法令(条例を含む。)の規定)の故障その他やむを得ない理由によ 対象者の範囲及び期日 特定徴収金手続用電 当該納期限までに あらかじ 延長 織を

9 前各項に定めるもののほか、特定歳入等の収納に関し必要な事項は、

知しなければならない。

を告示するとともに、

前項の大臣

普通地方公共団体の長及び機構に通

政令で定める。

8

総務大臣は、

第六項の規定による指定をしたときは、

直ちに、

その旨

(普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責)

(普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責)

2・3 (略) 第二百四十三条の二の八 第二百四十三条の二の八	略)
四十三条の二の八 (略)	略)
四十三条の二の八	略)
	(新設) 設

第二百四十五条 本章において「普通地方公共団体に対する国又は都道府」	第二百四十五条。この章並びに第二百五十二条の二十六の三第一項及び第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十
(関与の意義)	(関与の意義)
第一款 普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与等	第一款 普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与等
第一節 普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与等	第一節 普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与等
相互間の関係第十一章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体	相互間の関係 第十二章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体
	関係行政機関の長に協議しなければならない。 4 総務大臣は、前項の指針を定め、又は変更しようとするときは、国の
	とともに、必要な助言を行うものとする。執行機関が定めるものを除く。)の策定又は変更について、指針を示す
	3 総務大臣は、普通地方公共団体に対し、第一項の方針(政令で定める)
	ない。 め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければなら
	2 普通地方公共団体の議会及び長その他の執行機関は、前項の方針を定
	講じなければならない。
	ュリティを確保するための方針を定め、及びこれに基づき必要な措置を
	、それぞれその管理する情報システムの利用に当たつてのサイバーセキ
(新設)	第二百四十四条の六 普通地方公共団体の議会及び長その他の執行機関は
	(サイバーセキュリティを確保するための方針等)

る行為 の交付及び返還に係るものを除く。)をいう。 となるものに限り、 定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関又はこれらに置かれる機関を 昭和二十三年法律第百二十号)第三条第二項に規定する機関、 項に規定する事務をつかさどる機関たるデジタル庁、 二項において「普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与」とは 定する機関、 る機関たる内閣府、 (平成十一年法律第八十九号) 普通地方公共団体の事務の処理に関し、 以下この章において同じ。)又は都道府県の機関が行う次に掲げ (普通地方公共団体がその固有の資格において当該行為の名宛人 デジタル庁設置法 宮内庁、 国又は都道府県の普通地方公共団体に対する支出 同法第四十九条第一項若しくは第二項に規 第四条第三項に規定する事務をつかさど (令和三年法律第三十六号) 第四条第二 国の行政機関 国家行政組織法 (内閣府設置法 法律の規

一•二 (略)

てに対する裁決、決定その他の行為を除く。) の双方を名宛人とするものに限る。)及び審査請求その他の不服申立方公共団体に対して具体的かつ個別的に関わる行為(相反する利害を三 前二号に掲げる行為のほか、一定の行政目的を実現するため普通地

(技術的な助言及び勧告並びに資料の提出の要求)

理大臣又は国家行政組織法第五条第一項に規定する各省大臣をいう。以ル庁設置法第四条第二項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総第二百四十五条の四(各大臣(内閣府設置法第四条第三項若しくはデジタ

機関、 に対する支出金の交付及び返還に係るものを除く。 行為の名あて人となるものに限り、 行う次に掲げる行為 置かれる機関をいう。 家行政組織法 号)第四条第二項に規定する事務をつかさどる機関たるデジタル庁、 くは第二項に規定する機関、 事務をつかさどる機関たる内閣府、 県の関与」とは、 (内閣府設置法 法律の規定に基づき内閣の所轄の下に置かれる機関又はこれらに (昭和二十三年法律第百二十号) 第三条第二項に規定する (平成十一年法律第八十九号) 第四条第三項に規定する 普通地方公共団体の事務の処理に関し、 (普通地方公共団体がその固有の資格におい 以下本章において同じ。 デジタル庁設置法 国又は都道府県の普通地方公共団 宮内庁、 同法第四十九条第一項若し)又は都道府県 (令和三年法律第三十六) をいう。 玉 行政 0 て当該 機 機関 関 玉

·二 (略)

立てに対する裁決、決定その他の行為を除く。) なび審査請求その他の不服申の双方を名あて人とするものに限る。) 及び審査請求その他の不服申方公共団体に対して具体的かつ個別的に関わる行為(相反する利害を三 前二号に掲げる行為のほか、一定の行政目的を実現するため普通地

(技術的な助言及び勧告並びに資料の提出の要求)

理大臣又は国家行政組織法第五条第一項に規定する各省大臣をいう。以ル庁設置法第四条第二項に規定する事務を分担管理する大臣たる内閣総第二百四十五条の四 各大臣(内閣府設置法第四条第三項若しくはデジタ

情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができる。 大公共団体に対し、普通地方公共団体の事務の適正な処理に関する 方公共団体に対し、普通地方公共団体の事務の運営その他の事項につい 方公共団体に対し、普通地方公共団体の事務の運営その他の事項につい で適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該助言若しくは がある技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該助言若しくは があるため、アは当該助言若しくは があるため、アは当該助言若しくは があるため、アは当該助言若しくは があるに関し、普通地

2·3 (略

第四節 条例による事務処理の特例

(条例による事務処理の特例)

2

第

一百五十二条の十七の二

(略)

協議しなければならない。 権限に属する事務の一部を処理し又は処理することとなる市町村の長に 定し又は改廃する場合においては、 節及び第二百五十二条の二十六の四第 が に委任して当該事務の範囲を定めるときは、 処理することとする場合で、 前項の条例 (同項の規定により都道府県の規則に基づく事務を市町村 同項の条例の定めるところにより、 都道府県知事は、 一項第三号において同じ。) 当該規則を含む。 あらかじめ、 以下この を制 その 規則 2

3·4 (略

第十三章 大都市等に関する特例

るため必要な資料の提出を求めることができる。お道府県の執行機関は、その担任する事務に関し、普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認め対し、普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について適切と認めるため必要な資料の提出を求めることができる。

2·3 (略)

第四節

条例による事務処理の特例

条例による事務処理の特例)

|百五十二条の十七の二 (略)

第

ととなる市町村の長に協議しなければならない は、 において同じ。)を制定し又は改廃する場合においては、 に委任して当該事務の範囲を定めるときは、 が 処理することとする場合で、 前項の条例 あらかじめ、 (同項の規定により都道府県の規則に基づく事務を市 その権限に属する事務の 同項の条例の定めるところにより、 当該規則を含む。 部を処理し又は処理するこ 都道府県知事 以下本節 規則 町

3·4 (略)

第十二章 大都市等に関する特例

第十四章	
国民の安全に重	
主大な影響を及ぼ	
はす事態における	
る国と普	
(新設)	

通地方公共団体との関係等の特例

(資料及び意見の提出の要求)

第二百五十二条の二十六の三 の執行機関は、 大規模な災害、 各大臣又は都道府県知事その他 感染症のまん延その他その及ぼす被害の の都道府県

(新設)

提出を求めることができる。 行うため必要があると認めるときは、 置につい 事務に関し、 程度においてこれらに類する国民の安全に重大な影響を及ぼす事態 は財産の保護のための措置 る基本的な方針について検討を行い、 下この章において「国民の安全に重大な影響を及ぼす事態」 という。) (第二百四十五条の四第一項の規定による助言及び勧告を除く。 が発生し、 て適切と認める普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関 を講じ、 当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態への対処に関す 又は発生するおそれがある場合において、 又は普通地方公共団体が講ずる生命等の保護の措 (以下この章において 普通地方公共団体に対し、 若しくは国民の生命、 「生命等の保護の措置 その担任する と総称する 身体若しく 資料

2

各大臣又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関は、

命等の す事態

保護の措置を講じ、

又は普通地方公共団体が講ずる生命等の保護

0)

対処に関する基本的な方針について検討を行い、

若しくは生

おいて、

その担任する事務に関し、

当該国民の安全に重大な影響を及ぼ

又は発生するおそれがある場合に

国民の安全

に重大な影響を及ぼす事態が発生し、

の措置について適切と認める技術的な助言その他の普通地方公共団体に

议

できる。と認めるときは、普通地方公共団体に対し、意見の提出を求めることがと認めるときは、普通地方公共団体に対し、意見の提出を求めることが対する国又は都道府県の関与若しくは情報の提供を行うため必要がある

求めについて準用する。 する都道府県知事その他の都道府県の執行機関の資料又は意見の提出の 第二百四十五条の四第二項の規定は、前二項の規定による市町村に対

(事務処理の調整の指示)

第二百五十二条の二十六の四 二項 当該都道府県に対し つて、 都道府県が処理することとされている事務のうち、 該都道府県の区域内の市町村の事務(法律又はこれに基づく政令により 務であつて、 律又はこれに基づく政令により都道府県が処理することとされている事 す事態が発生し、 示をすることができる。 との間の調整を図る必要があると認めるときは、 る事務に関し、 0) 当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に係る都道府県において (前条第 当該生命等の保護の措置に密接に関連するものに限る。 市町村の区域を超える広域の見地から、 当該生命等の保護の措置に係るものに限る。 二項において準用する場合を含む。 生命等の保護の措置の的確かつ迅速な実施を確保するた 又は発生するおそれがある場合において、 当該調整を図るために必要な措置を講ずるよう指 この場合において、 各大臣は、 国民の安全に重大な影響を及ぼ 各大臣は 当該都道府県の事務 第一 の規定によるほか、 次に掲げるものであ 一百四十五条の四第 当該市町村に対 その担任す の処理と当 の処理 (法

当該指示をした旨を通知するものとする。

新設

- 事務を除く。)

 本書のでは、
 本書のでは、
 の市町村が当該事務を処理することとされている場合における当該ととされている事務(法律又はこれに基づく政令によりこれらの市以ととされている事務(法律又はこれに基づく政令により指定都市又は中核市が処理するこ
- 町村が処理することとされている事務のうち政令で定めるもの二 前号に掲げる事務を除くほか、法律又はこれに基づく政令により市

機関を通じてすることができる。
 前項後段の規定による通知は、都道府県知事その他の都道府県の執行

(生命等の保護の措置に関する指示)

第二百五十二条の二十六の五 の必要な限度において 関し必要な指示をすることができる場合を除き 生命等の保護の措置の的確かつ迅速な実施を確保するため特に必要があ 影響を及ぼす事態に関する状況を勘案して、 安全に重大な影響を及ぼす事態の規模及び態様、 す事態が発生し、 ると認めるときは、 な影響を及ぼす事態に係る地域の状況その他の当該国民の安全に重大な 又は発生するおそれがある場合において、 他の法律の規定に基づき当該生命等の保護の措置に 普通地方公共団体に対し 各大臣は、 国民の安全に重大な影響を及ぼ その担任する事務に関し、 当該国民の安全に重大 閣議の決定を経て 当該普通地方公共団 当該国民の

(新設)

2 めなければならない。 対する資料又は意見の提出の求めその他の適切な措置を講ずるように努 条の二十六の三第一 速な実施を確保するため講ずべき措置の検討を行うため、 を確保するため講ずべき措置に関し、 体の事務の処理について当該生命等の保護の措置の的確かつ迅速な実施 公共団体の事務の処理について同項の生命等の保護の措置の的確かつ迅 に重大な影響を及ぼす事態に関する状況を適切に把握し、 とするときは 各大臣は、 前項の規定により普通地方公共団体に対して指示をしよう あらかじめ、 項又は第二項の規定による当該普通地方公共団体に 当該指示に係る同項に規定する国民の安全 必要な指示をすることができる。 当該普通地方 第二百五十二

行機関を通じてすることができる。 市町村に対する第一項の指示は、都道府県知事その他の都道府県の執

報告するものとする。 報告するものとする。 各大臣は、第一項の指示をしたときは、その旨及びその内容を国会に

(新設)

普通地方公共団体の長又は委員会若しくは

又は発生する

第二百五十二条の二十六の六

(普通地方公共団体相互間の応援の要求)

委員は、

国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、

できる。

この場合において、

応援を求められた普通地方公共団体の長又

地方公共

の保護の措置について応援を求めることができる場合を除き

、団体の長又は委員会若しくは委員に対し

応援を求めることが

他の普通

るため必要があると認めるときは、

おそれがある場合において、

生命等の保護の措置を的確かつ迅速に講ず

他の法律の規定に基づき当該生命等

- 16 -

ればならない。 は委員会若しくは委員は 正当な理由がない限り 当該求めに応じなけ

2 指揮する。 同項の生命等の保護の措置の実施について 前項の応援を求めた普通地方公共団体の長又は委員会若しくは委員は 当該応援に従事する者を

(都道府県による応援の要求及び指示)

第二百五十二条の二十六の七 に対し、 ることができる場合を除き、 律の規定に基づき当該生命等の保護の措置について応援することを求め 速に講ぜられるようにするため特に必要があると認めるときは、 都道府県の区域内の市町村の実施する生命等の保護の措置が的確かつ迅 を及ぼす事態が発生し、 ことを求めることができる。 他の市町村長又は他の市町村の委員会若しくは委員を応援する 又は発生するおそれがある場合において、 市町村長又は市町村の委員会若しくは委員 都道府県知事は、 国民の安全に重大な影響 他の法 当該

村の委員会若しくは委員を応援すべきことを指示することができる。 長又は市町村の委員会若しくは委員に対し、 置について応援すべきことを指示することができる場合を除き、 めのみによつては同項の生命等の保護の措置に係る応援が円滑に実施さ れないと認めるときは、 前二項の規定による求め又は指示に係る応援を受ける市町村長又は市 都道府県知事は、 前項に規定する場合において、 他の法律の規定に基づき当該生命等の保護の措 他の市町村長又は他の市町 同項の規定による求 市町村

2

3

町村の委員会若しくは委員は

これらの規定の生命等の保護の措置の実

(新設)

施について、当該応援に従事する者を指揮する。

(国による応援の要求及び指示等)

第二百五十二条の二十六の八 応援することを求めるよう求めることができる。 くは委員 が発生し若しくは発生するおそれがある市町村の長若しくは委員会若し 県の知事等」という。)又は当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態 事若しくは委員会若しくは委員(以下この条において 影響を及ぼす事態が発生し若しくは発生するおそれがある都道府県の知 ぼす事態に関係のある事務を担任する各大臣に対し、 の規定に基づき当該生命等の保護の措置について応援することを求める 保護の措置に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、 又は他の都道府県の委員会若しくは委員に対し当該国民の安全に重大な よう求めることができる場合を除き、 は同条第二項の規定による指示のみによつてはこれらの規定の生命等の 百五十二条の二十六の六第一項若しくは前条第一項の規定による求め又 を及ぼす事態が発生し、 (以下この条において 又は発生するおそれがある場合において、 都道府県知事は、 「事態発生市町村の長等」という。) 当該国民の安全に重大な影響を及 国民の安全に重大な影響 他の都道府県知事 「事態発生都道 他の法律 第二 府

2

各大臣は

前項の規定による求めがあつた場合において、

事態発生都道府県の知事等及び事態発生市

町

村の長等の

その担任す

る事務に関し

の保護の措置について応援することを求めることができる場合を除き、

め特に必要があると認めるときは、

他の法律の規定に基づき当該生命等

実施する生命等の保護の措置が的確かつ迅速に講ぜられるようにするた

(新設)

応援することを求めることができる。 対し、当該事態発生都道府県の知事等又は当該事態発生市町村の長等を会若しくは委員(以下この条において「都道府県知事等」という。)に 当該事態発生都道府県の知事等以外の都道府県知事又は都道府県の委員

3 対し、 きる。 知事等又は当該事態発生市町村の長等を応援することを求めることがで 条において「市町村長等」という。)に対し、 態発生都道府県の知事等以外の都道府県知事等又は当該事態発生市町村 ことを求めることができる場合を除き、 は、 緊急を要し 場合において、 置が的確かつ迅速に講ぜられるようにするため特に必要があると認める 道府県の知事等及び事態発生市町村の長等の実施する生命等の保護の措 するおそれがある場合であつて、 長等以外の市町村長若しくは市町村の委員会若しくは委員 各大臣は 他の法律の規定に基づき当該生命等の保護の措置について応援する 速やかにその旨を通知するものとする。 この場合において、 第 国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、 当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に照らし特に 一項の規定による求めを待ついとまがないと認めるとき 各大臣は、 その担任する事務に関し、 当該事態発生都道府県の知事等に 当該求めを待たないで、 当該事態発生都道府県の 事態発生都 (以下この 又は 当該事 発生

事態発生都道府県の知事等以外の都道府県知事等又は事態発生市町村の一つのみによつてはこれらの規定の生命等の保護の措置に係る応援が円滑に実施されないと認めるときは、他の法律の規定に基づき当該生命等の保護の措置に係る応援が円滑に

4

長等以外の市町村長等に対し、当該事態発生都道府県の知事等に対し、速やかににおいて、各大臣は、当該事態発生都道府県の知事等に対し、速やかににおいて、各大臣は、当該事態発生都道府県の知事等又は当該長等以外の市町村長等に対し、当該事態発生都道府県の知事等又は当該

- 5 事態発生都道府県の知事等以外の都道府県知事等は、第二項若しくは 第三項の規定による求め又は前項の規定による指示に応じ応援をする場 確かつ迅速に講ぜられるようにするため特に必要があると認めるときは 、当該都道府県の区域内の市町村長等の実施する生命等の保護の措置が的 等を応援することを求めることができる。
- 6 事態発生都道府県の知事等以外の都道府県知事等は、第四項の規定にすべきことを指示することができる。
- 。 生命等の保護の措置の実施について、当該応援に従事する者を指揮する 態発生都道府県の知事等又は事態発生市町村の長等は、これらの規定の が発生のの規定の規定による求め又は指示に係る応援を受ける事

7

職
貝
\mathcal{O}
派遣
の
あ
2
せ
ん

第二百五十二条の二十六の九 を除き、 の保護の措置について職員の派遣のあつせんを求めることができる場合 るため必要があると認めるときは、 委員は、 おそれがある場合において、 当該国民の安全に重大な影響を及ぼす事態に関係のある事務を 国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、 生命等の保護の措置を的確かつ迅速に講ず 普通地方公共団体の長又は委員会若しくは 他の法律の規定に基づき当該生命等 又は発生する (新設

の規定による職員の派遣についてあつせんを求めることができる。 担任する各大臣又は都道府県知事に対し、 第二百五十二条の十七第一項

2 求めようとする場合について準用する。 第二百五十二条の十七第三項の規定は 前項の規定によりあつせんを

3 する。 臣に対しあつせんを求めるときは、 市町村長又は市町村の委員会若しくは委員が第 都道府県知事を経由してするものと 項の規定により各大

(職員の派遣義務)

第二百五十二条の二十六の十 普通地方公共団体の長又は委員会若しくは

委員は、 前条の規定によるあつせんがあつたときは、 その所掌事務の遂

行に著しい支障のない限り、 適任と認める職員を派遣しなければならな

い。

第十五章 外部監査契約に基づく監査

(新設)

第十三章 外部監査契約に基づく監査

第十六章 補則

第十四章 補則

第二百六十条の二 共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けたときは、 条の四十九第二項において「地縁による団体」という。) 有する者の地縁に基づいて形成された団体 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を (以下この条及び第二百六十 は、 その規約に 地域的な

② (17) 略

定める目的の範囲内において、 権利を有し、義務を負う。

第二百六十条の四十九 市町村は、 基礎的な地方公共団体として、 その事 (新設)

地域の多様な主体の自主性を尊重しつつ、これ

にしなければならない。 らの主体と協力して、 住民の福祉の増進を効率的かつ効果的に図るよう 務を処理するに当たり、

2 きは、 掲げる要件を備えるものを、 体 ものに限る。 市 (当 町村長は |該市町村内の一定の区域に住所を有する者を主たる構成員とする 地域的な共同活動を行う団体のうち、 又は当該団体を主たる構成員とする団体であつて、 前項の規定の趣旨を達成するため必要があると認めると その申請により 地縁による団体その他の団 指定地域共同活動団体と 次に

地域共同活動」 保に資するものとして条例で定めるもの 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動であつて 地域において住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確 という。 を 地域の多様な主体との連携その他の方 (以下この条において 「特定

して指定することができる。

第二百六十条の二 の認可を受けたときは、 よる団体」という。) 有する者の地縁に基づいて形成された団体 町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所 は、 その規約に定める目的の範囲内において、 地域的な共同活動を円滑に行うため市町 (以下本条において 地 権利 村長 縁に

② (17) 略

を有し、

義務を負う。

法により効率的かつ効果的に行うと認められること。

- なものとして条例で定める要件を備えること。 | 民主的で透明性の高い運営その他適正な運営を確保するために必要
- ること。
 る事項を内容とする定款、規約その他これらに準ずるものを定めている事項を内容とする定款、規約その他これらに準ずるものを定めてい
- 四 前三号に掲げるもののほか、条例で定める要件を備えること。
- が行う特定地域共同活動に関し必要な支援を行うものとする。 市町村は、指定地域共同活動団体に対し、当該指定地域共同活動団体
- のとする。 び当該特定地域共同活動に対する前項の支援の状況について公表するもび当該特定地域共同活動に対する前項の支援の状況について公表するも 市町村長は、指定地域共同活動団体が行う特定地域共同活動の状況及
- ⑤ 指定地域共同活動団体は、特定地域共同活動を他の地域的な共同活動を行う団体と連携して効率的かつ効果的に行うため、当該特定地域共同活動とる。この場合において、市町村長は、必要があると認めるときは、当該る。この場合において、市町村長は、必要があると認めるときは、当該場連性が高い活動との間の調整を行うよう市町村長に求めることができる。この場合において、市町村長は、必要があると認めるときは、当該増定地域共同活動との場合において、市町村長は、必要があると認めるときは、当該地域共同活動を他の地域的な共同活動との地域的な共同活動との地域的な共同活動を必要を表する。
- 二項の規定にかかわらず、政令の定めるところにより、当該市町村の規務の当該指定地域共同活動団体への委託については、第二百三十四条第民の福祉の増進が効率的かつ効果的に図られると認めるときは、当該事該事務に関連する特定地域共同活動と一体的に行われることにより、住該事務に関連する特定地域共同活動と一体的に行われることにより、住

6

則で定める手続により、随意契約によることができる。

- 7 共同活動団体に貸し付けることができる。 項の規定にかかわらず、 効率的かつ効果的に図られると認めるときは、 動に関連する当該市町村の事務の処理と相まつて、 産を使用して特定地域共同活動を行うことにより、 行政財産を、 市町村は、 指定地域共同活動団体が当該市町村の所有に属する行政財 その用途又は目的を妨げない限度において 当該特定地域共同活動の用に供するため 第二百三十八条の四 当該特定地域共同活 住民の福祉の 当該指定地域 増進 当該 第一
- 法第三条及び第四条の規定は、適用しない。
 ⑧ 前項の規定による貸付けについては、民法第六百四条並びに借地借家
- までの規定は、第七項の規定による貸付けについて準用する。 第二百三十八条の二第二項及び第二百三十八条の五第四項から第六項
- を求めることができる。 | 実施を確保するため必要があると認めるときは、当該指定地域共同活動| 実施を確保するため必要があると認めるときは、当該指定地域共同活動|
- 市町村長は、指定地域共同活動団体が第二項に規定する要件を欠くに至ったと認めるときその他法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しめるときは、この条の規定の施行に必要な限度において、当該指定地域めるときは、この条の規定の施行に必要な限度において、当該指定地域があるときは、指定地域共同活動団体が第二項に規定する要件を欠くに

(11)

⑩ 市町村長は、指定地域共同活動団体が第二項に規定する要件を欠くに

命令に違反したとき、又は不正な手段により第二項の指定を受けたときを期待することができないことが明らかであるとき、同項の規定による至つたと認める場合であつて前項の規定による命令によつてはその改善

第三編 特別地方公共団体

その他条例で定めるときは、

その指定を取り消すことができる。

第三章 地方公共団体の組合

第二節 一部事務組合

(特例一部事務組合)

第二百八十七条の二

(略)

2~8 (略)

9 第二百五十二条の四十五の規定により前編第十五章第二節(第二百五9 第二百五十二条の四十五の規定を特例一部事務組合に準用するの構成団体の議会」と、第二百五十二条の三十七第五項中「議会」とあるのは「全て 場合には、第二百五十二条の四十五の規定により前編第十五章第二節(第二百五9 第二百五十二条の四十五の規定により前編第十五章第二節(第二百五

より特例一部事務組合(同条第二項に規定する特例一部事務組合をいう項の規定により条例」とあるのは「第二百八十七条の二第四項の規定にる規定を特例一部事務組合に準用する場合には、第十六条第二項中「前第二百九十二条の規定によりこの法律中都道府県、市又は町村に関す

10

10

第三編 特別地方公共団体

第三章 地方公共団体の組合

第二節 一部事務組合

(特例一部事務組合)

第二百八十七条の二 (略)

2~8 (略)

の構成団体の議会」と読み替えるものとする。 十二条の三十六第一項を除く。)の規定を特例一部事務組合に準用する場合には、第二百五十二条の三十七第五項中「議会」とあるのは「全て場合には、第二百五十二条の四十五の規定により前編第十三章第二節(第二百五9 第二百五十二条の四十五の規定により前編第十三章第二節(第二百五

より特例一部事務組合(同条第二項に規定する特例一部事務組合をいう項の規定により条例」とあるのは「第二百八十七条の二第四項の規定にる規定を特例一部事務組合に準用する場合には、第十六条第二項中「前第二百九十二条の規定によりこの法律中都道府県、市又は町村に関す

入しな 条の二 組 項並びに第二百五十六条中 三十三第 条の二 九十九条第十四項及び第十五項、 0 普通地方公共団: 事務組合の全ての構成団体の議会の議長」と、 管理者」 知 成団体をいう。 第 第四項まで、 特 足府 県知· **構成団** 項中 合の管理者にあつては」 第百七十七条第一 事」とあるのは 以下同じ。 項中 市 例 第六項及び第八項、 第 の 町村長」 と 特例 事 普通地方公共団体の 八第 部 一項、 体の議会の議長」 二項、 普 ħ にあつては」とあるのは 事 第百八十条第二項、 務組合の 通地方公共団体の議会」とあり、 第 項 「普通地方公共団 とあるのは 第一 とあるの の全ての構成団体 体の 部事務組合の管理者」 以下同じ。 「都道府県の加入する特例 一百五十二 一百五十二条の三十四並びに第二百五十二条の四十第 項、 第 議会の議長」 構成団 一百五十二条の二十八第三項、 第百七十七条第二項 第百七十九条第一項、 は と と 「議会」 「都道府県の加入しない特例 「当該条例」と、 議会」 一条の四十第二項、 の議会の議長から条例に関する議決の 「体の議会」 第百七十六条第 体の議会の議長」とあるの 「市町村長」とあるのは とあるのは 第二百四十二条第九項、 第二百四十二条第十項、 (第二百八十六条第一 とあり、 とあり、 「都道府県の と と 第百七十九条第一 第百七十六条第五項 並びに第二百四十二条の二 第百七十六条第一 第百四十五条中 一部事務組合の管理者」 特例 第三項、 第百七十九条第二項 第百六十五条第 及び 第百八十条第一 一項、 加入する特例 「議会」とあるの 第 第四項及び第七項 部事務組合の 項に規定する構 第五項及び第六 「都道府 一百五十二条の 部 第二百四十二 第二百四 は 項中 事務組 特例 項、 項、 都道府県 項中 中 部 県 から 第五 十三 第百 全て 合の 結果 議 0 事 都 部 لح 会 加 務 は

第一 項並びに第二百五十六条中 入しない 組 道 条の二第 第四項まで、 項、 三十三第一項、 条の二の 九十九条第十四項及び第十五項、 \mathcal{O} 普通地方公共団体の議会の議長」とあるのは 事務組合の全ての構成団体の議会の議長」と、 管理者」と、 知事」とあるのは 成団体をいう。 特 項中 第百七十七条第一 ٢, 合の管理者にあつては」 府県知事にあつては」とあるのは 構成団体の議会の議長」 以下同じ。 項中 「市町村長」 第六項及び第八項、 例 「普通地方公共団体の議会」 「これ」 七第1 特例 部 二項、 普 事務組合の 第百八十条第二項、 通地方公共団体の議会」とあり、 「普通地方公共団体の議会の議長」とあるの とあるのは 項、 第 第一 とあるのは の全ての構成団体 以下同じ。 部事務組合の管理者」 「都道府県の加入する特例 一百五十二条の三十四並びに第二百五十二条の四 一百五十二条の四十第二 項、 第二百五十二条の二十八第三項、 構成団体の議会」 第百七十七条第二項 第百七十九条第一項、 と と 「議会」 「都道府県の加入しない 「当該条例」と、 の議会の議長から条例に関する議 第百七十六条第 「市町村長」とあるのは 第二百四十二条第九項、 第二百四十二条第十項、 (第二百八十六条第 とあり、 とあり、 「都道府県の加入する特例 と ٤, 項、 第百七十九条第 第百七十六条第五項 第百七十六条第一 第百四十五条中 並びに第二百四十二条の二 特例 一部事務組合の管理 第三項、 第百六十五条第 及び 第百七十九条第二項 第百八十条第一 一項、 特例 「議会」とあるの 第四項 第 部事務組合の 第五項及び 項に規定する構 「都道府 一百五十二条 第 部 第二百四 は 項中 事務 及び第七 項 百 特 都道 決の 一項 者 中 匝 例 組 県 部 第六 十 一十第 十三 第百 議 中 府県 0) 事 カゝ 第 全 合 結 لح 会 加 部

0 たときは」と、 第二百八十七条の二第三項の議決があつたものとみなす」と、 招集する」とあるのは の」とあるのは 百八十条第一項中「これを専決処分にする」とあるのは「これについて ついて第二百八十七条の二第三項の議決があつたものとみなす」と、 項中 部事務組合の構成団体の議会に」と、 とあるの 構成団体の議会の議長から予算に関する議決の結果」 は 「第二百八十七条の二第四項の規定により特例一部事務組合の全て 「専決処分をしたときは」とあるのは 普通地方公共団体の議会及び長」 は 「当該予算の要領」 第二百十九条第二項中 特例 「議決を経る」 部事務組合の構成団体の議会の」と、 と 第一 「前項の規定により予算」とある 一百四十四条の六第 「を処分する」とあるのは とあるの 「議決があつたものとみなし 「議会に」とあるのは は と 特例 「その要領 項及び第 同条第二 部事務組 「議会を 「特例 に 第

合の管理者」と 特例 部 事務組合の構成団体の議会から」と読み替えるものとする 第一 一百五十二条の四十第四項中 「議会から」とあるの

11 (略

は

第四 編 補則

事務 0 区分)

第二百九十八条 八条の二第 八条第三項の規定によりその例によることとされる場合を含む。 項、 都道府県が第三条第六項、 第一 一項及び第四項、 第九条第一項及び第二項 第七条第一項及び第二項 (同条第 (第 第

> のは 項中 第二百八十七条の二第三項の議決があつたものとみなす」と、 み替えるものとする 議会から」とあるのは の構成団体の議会の議長から予算に関する議決の結果」 たときは」と、 百八十条第一項中「これを専決処分にする」とあるのは「これについ ついて第二百八十七条の二第三項の議決があつたものとみなす」と、 招集する」とあるのは 部事務組合の構成団体の議会に」と、 とあるのは 「第二百八十七条の二第四項の規定により特例 「専決処分をしたときは」とあるのは 「当該予算の要領」 第 一百十九条第二項中 「議決を経る」と、 特例 部事務組合の構成団体の議会から」 と、 第二百五十二条の四十第四 「前項の規定により予算」 「を処分する」とあるのは 「議決があつたものとみなし 「議会に」とあるのは 一部事務組合の と 「その要領 同条第二 とある

全て

の」とあるのは

「特例

部事務組合の構成団体の議会の」と、

「議会を

「特例

に

第

11 (略)

第四 編 補則

(事務 の区分)

八条の二第 八条第三項の規定によりその例によることとされる場合を含む。 一百九十八条 項、 都道府県が第三条第六項、 第一 一項及び第四項、 第九条第一項及び第二項 第七条第一項及び第二項 同 条第 (第

十· 一 務が自治事務又は第 することとされている事務が の規定による総務大臣の指示を受けて行うものに限る。)、 七の五第 項及び第三項 二条の十七の三第二項及び第三項並びに第二百五十二条の十七の四第一 町 いる事務、 で及び第八項並びに第二百四十五条の九第二項の規定により処理するこ 第二百四十五条の八第十二項において準用する同条第一項から第四 臣の指示を受けて行うものに限る。)、第二百四十五条の五第三項の規 又は第二号法定受託事務である場合には、 より処理することとされている事務 り処理することとされている事務、第二百四十五条の四第一項の規定に 条の二第 第十一項及び第九条の三第六項において準用する場合を含む。 に限る。 ととされている事務 定により処理することとされている事務、 一条の十七の六第二 |項の規定により処理することとされている事務 村が処理する第一号法定受託事務に係るものに限る。 項において準用する場合を含む。)並びに第五項及び第九項 規定により処理することとされている事務、)、第二百五十二条第二項の規定により処理することとされて 一項の規定により処理することとされている事務 一項及び第五項並びに第九条の三第一項及び第三項の規定によ 同条第三項の規定により処理することとされている事務 (第二百九十一条の二第三項において準用する場合を含む 一項及び第二百五十二条の十七の七の規定により (市町村が処理する第一号法定受託事務に係るもの 一号法定受託事務である場合には 第二百五十二条の二十六の三第一 (市町村が処理する事務が自治事務 第二百四十五条の七第二項 同条第一 (市町 一項の規定による各大 第二百五十二条の十 '村が処理する事 同条第三項にお (同条第二項 第二百五十 第二百五十 項及び第 (同条 第九 処理 項 市 ź

二項、 理することとされている事務 百 第二項の規定による総務大臣の指示を受けて行うものに限る。 条の十七の五第一項の規定により処理することとされている事務 を含む。)の規定により処理することとされている事務、 四第一項及び第三項(第二百九十一条の二第三項において準用する場合 百五十二条の十七の三第二項及び第三項並びに第二百五十二条の十 務 されている事務、 るものに限る。)、 することとされている事務(市町村が処理する第一号法定受託事務に係 四項まで及び第八項並びに第二百四十五条の九第二項の規定により 項の規定により処理することとされている事務、 る各大臣の指示を受けて行うものに限る。 又は第二号法定受託事務である場合においては、 より処理することとされている事務 り処理することとされている事務、第二百四十五条の四第一 条の二第一項及び第五項並びに第九条の三第一項及び第三項の規定によ 第十一項及び第九条の三第六項において準用する場合を含む。 十一項において準用する場合を含む。) 処理することとされている事務 五十二条の十七の六第二項及び第二 (市町村が処理する第一号法定受託事務に係るものに限る。 第二百六十一条第二項から第四項までの規定により処理することと 第二百四十五条の八第十二項において準用する同条第一 同条第三項の規定により処理することとされている事 第二百五十二条第二項の規定により処理することと (第一号法定受託事務に係るものに限る。 第 一百五十二条の十七の七の規定によ (市町村が処理する事務が自治事 並びに第五項及び第九項 一百五十五条の二の規定により処)、第二百四十五条の 第二百四十五条の 同条第一 一項の規定によ 第二 項の規定に 百五五 項 いから第 Ŧi. (同 (同 第九 第二 十 二 七 処 七

中普通地方公共団体の選挙に関する規定により処理することとされて れている事務並びに第二百六十二条第一項において準用する公職選挙法 許可に係るものに限る。 処理することとされている事務(都道府県の加入しない広域連合に係る ることとされている事務 道府県の加入しない一部事務組合に係る許可又は届出に係るものに限る 係る許可に係るものに限る。)、第二百八十六条 より処理することとされている事務 二項の規定により処理することとされている事務 項までの規定により処理することとされている事務、 号法定受託事務に係るものに限る。 る事務は は届出に係るものに限る。 二百九十一条の三第一項及び第三項から第五項までの規定により処理す 道府県の加入しない一部事務組合に係る届出に係るものに限る。 百八十六条の二第四項の規定により処理することとされている事務 第二項の規定によりその例によることとされる場合を含む。) けて行うものに限る。 いて準用する第二百四十五条の四第二項の規定による各大臣の指示を受 一条の二十六の五第三項の規定により 一百五十五条の二の規定により処理することとされている事務 部事務組合に係る許可に係るものに限る。)、 第二百八十八条の規定により処理することとされている事務 第一号法定受託事務とする)、第二百九十一条の十第一項の規定により (都道府県の加入しない広域連合に係る許可又 第二百五十二条の二十六の四及び第二百五十 同条第三項の規定により処理することとさ)、第二百六十一条第二項から第四 (都道府県の加入しない広域連合に 処理することとされている事務、 (第二百八十六条の二 (都道府県の加入しな 同条第三項の規定に 第二百八十四条第 及び第二 (第 一 (都 (都 第

る

第一 のに限る。)、 規定により処理することとされている事務は、 三項の規定により処理することとされている事務並びに第二百六十二条 道府県の加入しない広域連合に係る許可に係るものに限る。 百九十一条の十第一項の規定により処理することとされている事務 の加入しない広域連合に係る許可又は届出に係るものに限る。 から第五項までの規定により処理することとされている事務 係る届出に係るものに限る。)、第二百九十一条の三第一項及び第三項 処理することとされている事務 係る許可又は届出に係るものに限る。)、第二百八十八条の規定によ 処理することとされている事務(都道府県の加入しない一部事務組合に ととされる場合を含む。)及び第二百八十六条の二第四項の規定により 二百八十六条 れている事務 されている事務、 (都道府県の加入しない広域連合に係る許可に係るものに限る。 項において準用する公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する (都道府県の加入しない一部事務組合に係る許可に係るも (第二百八十六条の二第二項の規定によりその例によるこ 同条第三項の規定により処理することとされている事務 第二百八十四条第二項の規定により処理することとさ (都道府県の加入しない一 第 一号法定受託事務とす 部事務組合に (都道 同 府県 条第 第

2 • 3



○ 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)(抄)(附則第七条関係)

う。	の七第一項(市町村の合併の特例に関する法律(平成十六年法律第五十2)機構は、前項に規定する業務のほか、地方自治法第二百四十三条の二	第七百八十二条(略)(業務の範囲)	改正案
	(新設)	第七百八十二条 (略) (業務の範囲)	
			現行

(傍線の部分は改正部分)

)の規定は、適用しない。ただし、第三十四条において準用する地方自)の規定は、適用しない。ただし、第三十四条において準用する地方自
3 企業職員については、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号	3 企業職員については、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号
2 (略)	2 (略)
第三十九条 (略)	第三十九条 (略)
(他の法律の適用除外等)	(他の法律の適用除外等)
方公共団体の長が当該意見」と読み替えるものとする。	方公共団体の長が当該意見」と読み替えるものとする。
意見」とあるのは「管理者があらかじめ監査委員の意見を聴き、普通地	意見」とあるのは「管理者があらかじめ監査委員の意見を聴き、普通地
」とあるのは「管理者」と、「あらかじめ監査委員の意見を聴き、その	」とあるのは「管理者」と、「あらかじめ監査委員の意見を聴き、その
の長」とあるのは「管理者」と、同条第八項中「普通地方公共団体の長	の長」とあるのは「管理者」と、同条第八項中「普通地方公共団体の長
場合に限り、同法第二百四十三条の二の八第三項中「普通地方公共団体	場合に限り、同法第二百四十三条の二の九第三項中「普通地方公共団体
ている地方公営企業の業務に従事する職員の賠償責任について準用する	ている地方公営企業の業務に従事する職員の賠償責任について準用する
の同意を得て」と読み替えるほか、第七条の規定により管理者が置かれ	の同意を得て」と読み替えるほか、第七条の規定により管理者が置かれ
第八項中「議会の同意を得て」とあるのは「条例で定める場合には議会	第八項中「議会の同意を得て」とあるのは「条例で定める場合には議会
、同条第一項中「規則」とあるのは「規則又は企業管理規程」と、同条	、同条第一項中「規則」とあるのは「規則又は企業管理規程」と、同条
の業務に従事する職員の賠償責任について準用する。この場合において	の業務に従事する職員の賠償責任について準用する。この場合において
第三十四条 地方自治法第二百四十三条の二の八の規定は、地方公営企業	第三十四条 地方自治法第二百四十三条の二の九の規定は、地方公営企業
(職員の賠償責任)	(職員の賠償責任)
現行	改正案

この限りでない。	治法第二百四十三条の二の九第三項の規定による処分を受けた
	けた場合は、

4~6 (略)

4 6 (略)

この限りでない。

治法第二百四十三条の二の八第三項の規定による処分を受けた場合は、

(附則第九条関係

(傍線の部分は改正部分)

第二十条の二 九第 に関する法律」 支援に関する法律 国家公安委員会は、 他の都道府県の執行機関」とあるのは「国家公安委員会」と、 とあるのは 委員会」と、 又は都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは 臣をいう。以下この章から第十四章まで及び第十六章において同じ。 臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法第五条第一項に規定する各省大 法第二百四十五条の四第一項中「各大臣 0) 公安委員会は、 十五条の九第一項中「各大臣は、その所管する法律」とあるのは 百四十五条の七第一 しくはデジタル庁設置法第四条第二項に規定する事務を分担管理する大)四第一 (地方自治法の特例 項並びに第二百五十五条の二第一項の規定の適用については、 項及び第三項、 「都道府県公安委員会」と、 同条第三項中 前条に規定する事務についての地方自治法第二百四十五条 と 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援 (昭和五十五年法律第三十六号)」と、 項中「各大臣は、その所管する法律」とあるのは 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の 同法第二百五十五条の二第一項第一号中「都道府県 第二百四十五条の七第一項、 改 「普通地方公共団体の長その他の執行機関」 正 案 「各大臣又は都道府県知事その (内閣府設置法第四条第三項若 第二百四十五条の 同法第二百四 「国家公安 同法第二 「国家 同 第二十条の二 法律 会は、 七第一項中 の執行機関」とあるのは 都道府県公安委員会」と、 同条第三項中 知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは 臣をいう。以下本章、 法第二百四十五条の四第一項中「各大臣 の四第一項及び第三項、 項中 (地方自治法の特例 と (昭和五十五年法律第三十六号)」と、 同法第二百五十五条の二第一項第一号中 「各大臣は、 「国家公安委員会」と、 現 行

臣たる内閣総理大臣又は国家行政組織法第五条第一項に規定する各省大 しくはデジタル庁設置法第四条第二項に規定する事務を分担管理する大 九第一項並びに第二百五十五条の二第一項の規定の適用については、 前条に規定する事務についての地方自治法第二百四十五 「普通地方公共団体の長その他の執行機関」とあるのは 次章及び第十四章において同じ。)又は都道府県 第二百四十五条の七第一項、 「各大臣又は都道府県知事その他の都道府県 (内閣府設置法第四条第三項若 「国家公安委員会」と、 第二百四十五 条 同

すっ	۲,
各	_
る各大臣」	当
上	淡 処
と	分
める	に係
とあるのは	る東
رب ر	務
「国家公安委員会」とする。	を 相
公公	定
安委	する
員	法
至	伊 又
とナ	は
りる	ħ
0	にま
	左づ
	く 形
	「当該処分に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所符
	を
	管

知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「都道府県公安委員会」 都道府県の執行機関」とあるのは「都道府県公安委員会」と、「当該処 分に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣」

とあるのは「国家公安委員会」とする。

オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成二十年法律第八十号)(抄)(附則第九条関係)

(傍線の部分は改正部分)

、同法第二百五十五条の二第一項第一号中「都道府県知事その他の都道	する法律」と、同法第二百五十五条の二第一項第一号中「都道府県知事
ム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律」と	員会は、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関
「各大臣は、その所管する法律」とあるのは「国家公安委員会は、オウ	の九第一項中「各大臣は、その所管する法律」とあるのは「国家公安委
律(平成二十年法律第八十号)」と、同法第二百四十五条の九第一項中	給に関する法律(平成二十年法律第八十号)」と、同法第二百四十五条
、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法	公安委員会は、オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支
一項中「各大臣は、その所管する法律」とあるのは「国家公安委員会は	十五条の七第一項中「各大臣は、その所管する法律」とあるのは「国家
行機関」とあるのは「国家公安委員会」と、同法第二百四十五条の七第	都道府県の執行機関」とあるのは「国家公安委員会」と、同法第二百四
府県公安委員会」と、「各大臣又は都道府県知事その他の都道府県の執	るのは「都道府県公安委員会」と、「各大臣又は都道府県知事その他の
第三項中「普通地方公共団体の長その他の執行機関」とあるのは「都道	会」と、同条第三項中「普通地方公共団体の長その他の執行機関」とあ
その他の都道府県の執行機関」とあるのは「国家公安委員会」と、同条	都道府県知事その他の都道府県の執行機関」とあるのは「国家公安委員
いう。以下本章、次章及び第十四章において同じ。)又は都道府県知事	いう。以下この章から第十四章まで及び第十六章において同じ。)又は
る内閣総理大臣又は国家行政組織法第五条第一項に規定する各省大臣を	る内閣総理大臣又は国家行政組織法第五条第一項に規定する各省大臣を
はデジタル庁設置法第四条第二項に規定する事務を分担管理する大臣た	はデジタル庁設置法第四条第二項に規定する事務を分担管理する大臣た
二百四十五条の四第一項中「各大臣(内閣府設置法第四条第三項若しく	二百四十五条の四第一項中「各大臣(内閣府設置法第四条第三項若しく
一項並びに第二百五十五条の二第一項の規定の適用については、同法第	一項並びに第二百五十五条の二第一項の規定の適用については、同法第
第一項及び第三項、第二百四十五条の七第一項、第二百四十五条の九第	第一項及び第三項、第二百四十五条の七第一項、第二百四十五条の九第
第十八条 前条に規定する事務についての地方自治法第二百四十五条の四	第十八条 前条に規定する事務についての地方自治法第二百四十五条の四
(地方自治法の特例)	(地方自治法の特例)
現行	改正案

各大匠	「当該
上」とあるの	欧処分に係る
はる	事務
とあるのは「国家公安委員会」とする。	当該処分に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する
とする。	なこれに基づく
	政令を所管する

その他の都道府県の執行機関」とあるのは「都道府県公安委員会」と、|

係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣」とあ府県の執行機関」とあるのは「都道府県公安委員会」と、「当該処分に

るのは「国家公安委員会」とする。

改 正 案 現 行

づく政令を所管する各大臣」とあるのは「国家公安委員会」とする。

県公安委員会」と、「当該処分に係る事務を規定する法律又はこれに基|

」と、「当該処分に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所

管する各大臣」とあるのは「国家公安委員会」とする。

(傍
線
\mathcal{O}
部
分
は
改
正
部
分
_

七 (略)	七 (略)
処分に係る命令等を含む。)	処分に係る命令等を含む。)
令等(第一項の規定によりこの法律の規定を適用しないこととされる	令等(第一項の規定によりこの法律の規定を適用しないこととされる
方公共団体との関係及び地方公共団体相互間の関係について定める命	方公共団体との関係及び地方公共団体相互間の関係について定める命
公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係その他の国と地	公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係その他の国と地
和二十二年法律第六十七号)第二編第十一章に規定する国と普通地方	和二十二年法律第六十七号)第二編第十二章に規定する国と普通地方
六 国の機関相互間の関係について定める命令等並びに地方自治法(昭	六 国の機関相互間の関係について定める命令等並びに地方自治法(昭
一~五 (略)	一~五 (略)
ない。	
4 次に掲げる命令等を定める行為については、第六章の規定は、適用し	4 (略)
2 · 3 (略)	2 · 3 (略)
第四条 (略)	第四条 (略)
(国の機関等に対する処分等の適用除外)	(国の機関等に対する処分等の適用除外)
現行	改正案

 \bigcirc 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成十四年法律第百一号)(抄)

(傍線の部分は改正部分)

(附則第

十一条関係)

改正案	現行
(職員に対する損害賠償の請求等)	(職員に対する損害賠償の請求等)
第四条 (略)	第四条 (略)
2~6 (略)	2~6 (略)
7 入札談合等関与行為を行った職員が地方自治法(昭和二十二年法律第	7 入札談合等関与行為を行った職員が地方自治法(昭和二十二年法律第
六十七号)第二百四十三条の二の九第一項(地方公営企業法(昭和二十	六十七号)第二百四十三条の二の八第一項(地方公営企業法(昭和二十
七年法律第二百九十二号)第三十四条において準用する場合を含む。)	七年法律第二百九十二号)第三十四条において準用する場合を含む。)
の規定により賠償の責めに任ずべき場合については、第二項、第三項(の規定により賠償の責めに任ずべき場合については、第二項、第三項(
第二項の調査に係る部分に限る。)、第四項(第二項の調査の結果の公	第二項の調査に係る部分に限る。)、第四項(第二項の調査の結果の公
表に係る部分に限る。)及び第五項の規定は適用せず、地方自治法第二	表に係る部分に限る。)及び第五項の規定は適用せず、地方自治法第二
百四十三条の二の九第三項中「決定することを求め」とあるのは、「決	百四十三条の二の八第三項中「決定することを求め」とあるのは、「決
定することを速やかに求め」と読み替えて、同条(地方公営企業法第三	定することを速やかに求め」と読み替えて、同条(地方公営企業法第三
十四条において準用する場合を含む。)の規定を適用する。	十四条において準用する場合を含む。)の規定を適用する。

	第二項及び第三項の規定は、前項の条例の制定又は改廃について準用す	5 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二の八	2~4 (略)	第十九条の二 (略)	(役員等の損害賠償責任)	第二章(役員及び職員)	附則	第四章~第十二章 (略)	第二節 (略)	第一節 業務(第二十一条—第二十四条の二)	第三章 業務運営	第一章・第二章 (略)	目次	改正案
ే	第二項及び第三項の規定は、前項の条例の制定又は改廃について準用す	5 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二の七	2~4 (略)	第十九条の二 (略)	(役員等の損害賠償責任)	第二章(役員及び職員)	附則	第四章~第十二章 (略)	第二節 (略)	第一節 業務(第二十一条—第二十四条)	第三章 業務運営	第一章・第二章 (略)	目次	現行

法人」と読み替えるものとする。	て、同条第三項中「執行機関」とあるのは、「業務を行う地方独立行政	条の六の規定は、地方独立行政法人について準用する。この場合におい	第二十四条の二 地方自治法第二百四十四条の五第二項及び第二百四十四 (新設)	(情報システムの適正な利用)	第一節 業務 第一節 業務	第三章 業務運営 第三章 業務運営

第一項中 第二百四十三条の二の八第一項及び第二項並びに第二百四十三条の三 「条例」とあるのは、 「合併特例区規則」と読み替えるものと

するほか、

必要な技術的読替えは、政令で定める。

政令で定める。

区規則 (合併特例区協議会の同意及び合併市町村の長の承認を要する合併特例

第五十四条 四条第二項及び第三項並びに第二百四条の二、第三十六条第七項におい 第三十三条第六項において読み替えて準用する地方自治法第二百 合併特例区の長は、第四十八条第二項、 第四十九条第二項第

条第 法第二百四十四条の二第三項及び第九項の合併特例区規則を定めようと の二の八第一項並びに第四十八条第三項において読み替えて準用する同 項前段、 第二百四十一条第一項及び第八項並びに第二百四十三条

百四条の二、第四十七条において読み替えて準用する同法第二百二十八

て読み替えて準用する同法第二百三条の二第二項及び第五項並びに第二

するときは、 合併特例区協議会の同意を得なければならない。

2 •

略

合併特例区規則」と読み替えるものとするほか、 及び第二項並びに第二百四十三条の三第一項中 「条例」とあるのは、 必要な技術的読替えは

(合併特例区協議会の同意及び合併市町村の長の承認を要する合併特例

区規則)

第五十四条 二号、第三十三条第六項において読み替えて準用する地方自治法第二百 するときは、 法第二百四十四条の二第三項及び第九項の合併特例区規則を定めようと の二の七第一項並びに第四十八条第三項において読み替えて準用する同 条第一項前段、 百四条の二、第四十七条において読み替えて準用する同法第二百二十八 て読み替えて準用する同法第二百三条の二第二項及び第五項並びに第二 四条第二項及び第三項並びに第二百四条の二、第三十六条第七項におい 合併特例区の長は、第四十八条第二項、 合併特例区協議会の同意を得なければならない。 第二百四十一条第一項及び第八項並びに第二百四十三条 第四十九条第二項

2 • 略

(傍
線
0
部
分は
改改
完
部
分
$\overline{}$

(略) 2	する。	めなければならない」と読み替えて、同法第二編第十五章の規定を適用して	と併せて、理由を付して」と、「求めることができる」とあるのは「求し、	と認めるときは、その理由を付して、併せて」とあるのは「同項の要求	地方公共団体」と、「同項の要求をする場合において、特に必要がある」:	健全化計画、財政再生計画又は経営健全化計画を定めなければならない	例により定める普通地方公共団体」とあるのは「同法の規定により財政	監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることができることを条して	十四号)第二十六条第一項の規定に基づく第百九十九条第六項」と、「┃	のは「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成十九年法律第九	同法第二百五十二条の四十一第一項中「第百九十九条第六項」とある	十九条第六項の監査の要求をしなければならない。この場合においては	と認められる事務の執行について、監査委員に対し、地方自治法第百九	は、あらかじめ、当該地方公共団体の財政の健全化のために改善が必要し	ければならない地方公共団体の長は、これらの計画を定めるに当たって	第二十六条 財政健全化計画、財政再生計画又は経営健全化計画を定めな 第1	地方自治法の監査の特例)	改正案
(略)	する。	めなければならない」と読み替えて、同法第二編第十三章の規定を適用	と併せて、理由を付して」と、「求めることができる」とあるのは「求	と認めるときは、その理由を付して、併せて」とあるのは「同項の要求	地方公共団体」と、「同項の要求をする場合において、特に必要がある	健全化計画、財政再生計画又は経営健全化計画を定めなければならない	例により定める普通地方公共団体」とあるのは「同法の規定により財政	監査委員の監査に代えて契約に基づく監査によることができることを条	十四号)第二十六条第一項の規定に基づく第百九十九条第六項」と、「	のは「地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成十九年法律第九	、同法第二百五十二条の四十一第一項中「第百九十九条第六項」とある	十九条第六項の監査の要求をしなければならない。この場合においては	と認められる事務の執行について、監査委員に対し、地方自治法第百九	は、あらかじめ、当該地方公共団体の財政の健全化のために改善が必要	ければならない地方公共団体の長は、これらの計画を定めるに当たって	第二十六条 財政健全化計画、財政再生計画又は経営健全化計画を定めな	(地方自治法の監査の特例)	現行

	Γ
- 47 -	